

放送法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文

○放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行						
<p>（放送債券に関する会社法及び社債、株式等の振替に関する法律の準用）</p> <p>第三条 放送債券に関しては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四編、第七編第二章第七節、第八百六十八条第四項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第二号及び第七号から第九号までに係る部分に限る。）、第八百七十一条（第一号を除く。）、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条並びに社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第八十四条（第四項を除く。）、第八十五条、第八十六条及び第八十六条の三の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	(略)	(略)	(略)	<p>（放送債券に関する会社法及び社債、株式等の振替に関する法律の準用）</p> <p>第三条 放送債券に関しては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四編、第七編第二章第七節、第八百六十八条第三項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第二号及び第七号から第九号までに係る部分に限る。）、第八百七十一条（第一号を除く。）、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条並びに社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第八十四条（第四項を除く。）、第八十五条、第八十六条及び第八十六条の三の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"><tr><td>(同上)</td><td>(同上)</td><td>(同上)</td></tr></table>	(同上)	(同上)	(同上)
(略)	(略)	(略)					
(同上)	(同上)	(同上)					